

## 個人情報を取り扱う業務委託契約に係る標準特記仕様書

受託者は、委託者の保持する保有個人情報の管理等について、仕様書等に定める事項のほか、本特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

## 1 個人情報の秘密保持義務

受託者は、故意、過失を問わず、委託業務の遂行上知り得た秘密を漏らすことがあってはならない。委託業務完了後又は本契約解除後においても同様とする。特に、個人情報及び法人等の活動に関する情報については、次のとおり取り扱うものとする。

## (1) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護の重要性と、個人情報が漏えいした場合のリスク等を十分に認識し、次のとおり個人情報の保護を徹底しなければならない。

## ア 保護すべき個人情報

本仕様書における個人情報とは、氏名、住所等の個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいい、死者に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報も含まれる。

## イ 保護すべき個人情報の取扱い

## (ア) 個人情報の収集

受託者が個人情報を収集しようとするときは、事業目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。また、個人情報を収集するときは、本委員会が認める場合を除いて、本人から収集しなければならない。

## (イ) 個人情報の利用・提供

受託者は、個人情報を事業目的の範囲内で適切に取り扱うものとし、本委員会が認める場合を除いて、事業目的以外のために、自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (ウ) 個人情報の適切な管理

受託者は、業務を処理するために本委員会から提供された個人情報が記録された資料等を、本委員会の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。また、受託者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等のないように必要な措置を講じるとともに、個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに廃棄又は消去するものとする。

## (2) 法人等に関する情報の保護

受託者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、公にしてはならない。

(3) 秘密の漏えい等があった場合の対応

受託者は、委託業務遂行上、秘密の漏えい等が発生した場合、直ちに本委員会に報告し、本委員会の指示に従い対応するものとする。また、受託者は、秘密の漏えい等に関する事実関係、原因、再発防止策等を記載した報告書を遅滞なく本委員会に提出しなければならない。

なお、秘密の漏えい等への対応に要する費用は、すべて受託者が負担することとする。

2 再委託等の禁止

受託者は、本契約に係る義務の履行を第三者に委託し、本契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は本契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ本委員会が認めた場合はこの限りではない。

3 提供資料の返還義務

受託者は、契約を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する個人情報等を速やかに委託者に返還しなければならない。

4 立入検査及び調査

委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査し、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

5 情報の保管及び管理等に対する義務違反

受託者又は再委託先において、本特記仕様書の1から4までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、本契約を解除することができる。

6 損害賠償

受託者が、前記各条項に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。